

イギリスにおける日系企業の会計

Ricoh UK Products社

金 戸 武

はじめに

イギリスには多くの日系企業が進出しており、日本の経済にも緊密に関係している。今回、海外進出企業の会計を研究するに当たり、Ricoh UK Products Limited（以下Ricoh UKと略す）の協力を得られたので、本稿ではRicoh UKの事例を中心にイギリスにおける日系企業の会計を考察する。筆者は2000年9月に現地に出向き、社長の金丸氏及び財務担当重役の古森氏と親しく懇談することができた。特に、財務担当の古森氏にはお世話になった。

会計制度

イギリスの財務諸表は、会社法（Companies Act）と会計基準審議会（Accounting Standards Board, 以下ASBと略す）によって発行された財務報告基準（Financial Reporting Standards, 以下FRSと略す）に準拠して作成されることになっている。

1. 会社法

イギリスでは、現在、1985年会社法を土台にしEU会社法指令を国内法化するために修正を加えた1989年会社法が有効である。会社法では、すべての会社の取締役は、取締役報告書と損益計算書、貸借対照表及び注記からなる財務諸表の作成を義務づけられている。また、監査人は、当該会社の財務諸表が、会社法の規定に準拠して適正に作成されているかどうか、期末現在の財政状態及び当該年度の損益が「真実かつ公正

な概観（true and fair view）」を有するかどうかについての意見を株主に報告するよう義務づけられている¹⁾。

財務諸表の様式については、1985年会社法の付則4（1989年会社法により修正）に複数規定されているが²⁾、ここでは、FRS 3の規定を加味してKPMGが推奨する貸借対照表（表1）と損益計算書（表2）の様式を掲載しておく。（表1）から明らかなように、イギリスでは貸借対照表は固定性配列法で記載されるが、特にこの様式1では、純流動資産（運転資本）を表記することで、企業の支払能力が一目で判るようになってるのが特徴である。また、（表2）から明らかなように、損益計算書では、経常損益と異常損益を明確に区分して表示し、それぞれに対する税額を表示しているのが特徴である。

表1 貸借対照表の様式

貸借対照表（様式1）

A	請求済未払込資本金
B	固定資産
	無形固定資産
	1. 開発費
	2. 利権、特許権、免許、商標権及び類似の権利・資産
	3. 営業権
	4. 内金
	有形固定資産
	1. 土地・建物
	2. 工場・機械
	3. 掘付品、工具・器具・備品
	4. 内金及び建設仮勘定

<p>投資</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. グループ企業株式 2. グループ企業貸付金 3. 資本参加持分【 1】 4. 資本参加持分を有する会社に対する貸付金 5. 貸付金以外のその他投資 6. その他貸付金 7. 自己株式 <p>C 流動資産</p> <p>棚卸資産</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原材料及び消耗品 2. 仕掛品 3. 製品及び商品 4. 内金 <p>債権</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 売掛金 2. グループ企業債権 3. 資本参加持分を有する会社に対する債権 4. その他債権 5. 請求済未払込資本金 6. 前払費用及び未収収益 <p>投資</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. グループ企業株式 2. 自己株式 3. その他投資 <p>現金預金</p> <p>D 前払費用及び未収収益</p> <p>E 流動負債（1年以内）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社債 2. 借入金及び当座借越 3. 前受金 4. 買掛金 5. 支払手形 6. グループ企業債務 7. 資本参加持分を有する会社に対する債務 8. 税金及び社会保険料を含むその他債務 9. 未払費用及び繰延収益 <p>F 純流動資産/(負債)</p> <p>G 流動負債控除後総資産</p> <p>H 固定負債（1年超）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社債 2. 借入金及び当座借越 	<ol style="list-style-type: none"> 3. 前受金 4. 買掛金 5. 支払手形 6. グループ企業債務 7. 資本参加持分を有する会社に対する債務 8. 税金及び社会保険料を含むその他債務 9. 未払費用及び繰延収益 <p>I 負債性及び費用性引当金</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 年金債務 2. 繰延税金を含む税金 3. その他引当金 <p>J 未払費用及び繰延収益</p> <p>少数株主持分【 2】</p> <p>K 資本金及び剰余金</p> <p>請求済資本金</p> <p>資本剰余金</p> <p>再評価剰余金</p> <p>その他の剰余金</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 資本償還積立金 2. 自己株式積立金 3. 定款規定の積立金 4. その他の剰余金 <p>留保利益</p> <p>少数株主持分【 2】</p> <p>注) 1 連結財務諸表では以下の2項目に置き換える (1)「関連会社持分」 (2)「その他の資本参加持分」 2 どちらかに記載すればよい</p> <p>出所) KPMG, <i>Investment in the United Kingdom</i>, 1997, pp.90-92.</p> <p style="text-align: center;">表2 損益計算書の様式</p> <p style="text-align: right;">損益計算書(様式1)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 売上高 2. 売上原価 3. 売上総利益 4. 販売費 5. 一般管理費 6. その他営業収益 # 営業利益/(損失)【 1】【 3】 7. グループ企業配当金 8. 資本参加収益【 2】
--	---

- 9. その他固定資産投資収益
- 10. その他受取利息等
- 11. 投資償却費
- 12. 支払利息等
- # 税引前経常利益/(損失)【 3】
- 13. 経常利益に対する税金
- 14. 税引後経常利益/(損失)
少数株主利益
- 15. 異常収益
- 16. 異常費用
- 17. 異常利益/(損失)
- 18. 異常利益に対する税金
少数株主利益
- 19. その他税金
- 20. 当期利益/(損失)

注) 1. FRS 3でこの場所に記載することが求められている。
 2. 連結財務諸表では以下の2項目に置き換える
 (1)「関連会社持分からの収益」
 (2)「その他の資本参加持分からの収益」
 3. これらの項目は必ず表示しなければならない。
 出所) KPMG, *Investment in the United Kingdom*, 1997, p.93.

2. FRS

イギリスの会計基準は、1985年会社法の section 25(3)(1989年会社法により修正)によって法的に認められている。すなわち、通産大臣

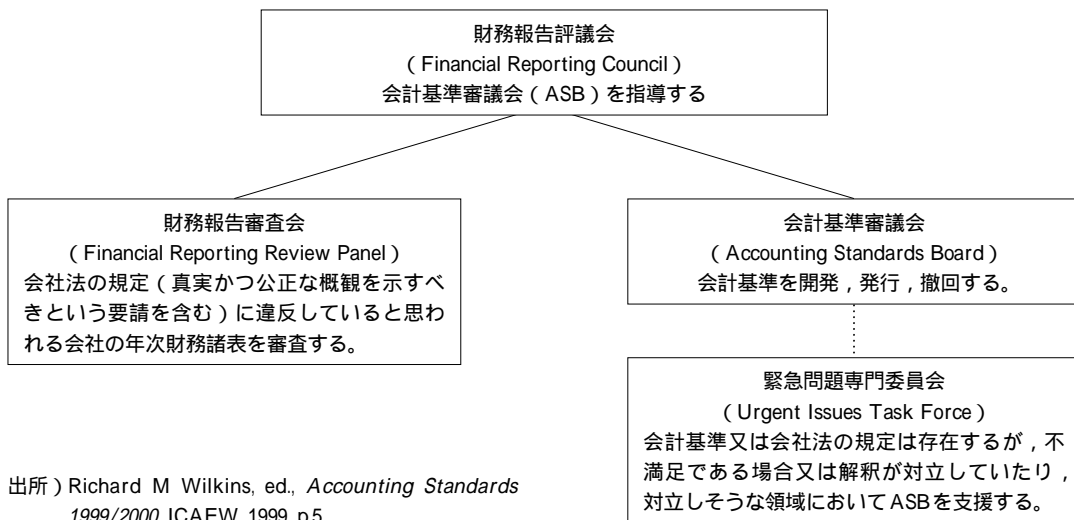
は、会計基準発行団体の発行する基準を認可する権限が与えられるとともに、これらの会計基準や会社法の会計規定からの逸脱を調査する権限も与えられたのである³⁾。

現在の会計基準設定体制は(図1)のようになっている。会計基準設定過程は財務報告評議会(Financial Reporting Council, 以下FRCと略す)によって監督される。FRCの会長と3人の副会長は、イングランド銀行総裁と通産大臣の協議によって任命される。その他の21人の委員は、職業会計人団体等の推薦により決められる。FRCの役割は次の3点である⁴⁾。

- (a) 優良な会計を促進し、政府に会計法規の改定を具申すること。
- (b) 事業計画や広範な政策問題についてASBを指導すること。
- (c) 基準設定過程を監督し、資金調達の手筈を整え、ASBと財務報告審査会(Financial Reporting Review Panel, 以下FRRPと略す)の委員を任命すること。

ASBは、常勤の会長、技術部長と7人の非常勤委員から構成されている。そして、その役割は、会計基準を開発、発行、撤回することである。緊急問題専門委員会(Urgent Issues Task

図1 会計基準設定体制



出所) Richard M Wilkins, ed., *Accounting Standards* 1999/2000, ICAEW, 1999, p.5.

Force, 以下UITFと略す)はASBの下部組織で、15人の委員から構成されている。UITFの役割は、会計基準又は会社法の規定は存在するが、不満足である場合又は解釈が対立していたり、対立しそうな領域においてASBを支援することである。

これに対し、FRRPは、会社法の規定(真実かつ公正な概観を示すべきという要請を含む)に違反していると思われる会社の年次財務諸表を審査することが役割である⁵⁾。

ASBは会計基準としてFRSを発行しており、(表3)のように、2001年末現在19のFRSが発行されている。ASBは、また、旧会計基準設定主体であった会計基準委員会(Accounting Standards Committee, 以下ASCと略す)の発行した会計実務基準書(Statements of Standard Accounting Practice, 以下SSAPと略す)を承認しており、2001年末現在、(表4)のように12のSSAPが有効である。

表3 財務報告基準
(Financial Reporting Standards)

FRS 1	キャッシュ・フロー計算書
FRS 2	子会社会計
FRS 3	財務業績報告
FRS 4	資本の分類
FRS 5	取引の実質についての報告
FRS 6	企業買収と合併
FRS 7	取得原価主義会計における公正価値
FRS 8	関連事業者についての開示
FRS 9	関連会社とジョイント・ベンチャー
FRS 10	営業権と無形資産
FRS 11	固定資産と営業権の減損
FRS 12	引当金、偶発債務及び偶発資産
FRS 13	金融商品についての開示
FRS 14	1株当たり利益
FRS 15	有形固定資産
FRS 16	法人所得税
FRS 17	従業員給付
FRS 18	会計方針
FRS 19	繰延税金

出所) Deloitte & Touche, *GAAP 2002 In Your Pocket*, 2001, pp. 4-8.

表4 会計実務基準書
(Statements of Standard Accounting Practice)

SSAP 2	会計方針の開示
SSAP 4	国庫補助金の会計
SSAP 5	付加価値税の会計
SSAP 9	棚卸資産及び長期請負契約
SSAP 13	研究開発の会計
SSAP 15	繰延税金の会計
SSAP 17	後発事象の会計
SSAP 19	投資不動産の会計
SSAP 20	外貨換算
SSAP 21	リース契約及び購入選択権付リース契約の会計
SSAP 24	年金コストの会計
SSAP 25	セグメント報告

出所) Deloitte & Touche, *GAAP 2002 In Your Pocket*, 2001, p.10.

Ricoh UK

Ricoh UKは、1984年にTelfordに設立された日本のリコーの100%子会社である。その主要な活動は、業務用コピー機とその付属品の製造・販売であり、1985年にトナーの生産を開始し、1986年に業務用コピー機を生産を開始した。そして、環境のリコーらしく、1993年からはリサイクル部門を新設しコピー機の再生事業をスタートさせている。1993年にはISO 9002を取得し、1996年にはISO 14001を取得している。また、1998年からは、デジタルコピー機の製造を始めている⁶⁾。

イギリスで会社を設立する場合には、会社法の規定により、パブリック・カンパニーとプライベート・カンパニーに分けられる。

パブリック・カンパニーとして認められるのは、次の3条件を満たした場合である。(sections 1(3), 11 and 25)

- £50,000以上の発行済株式資本があり、その発行済株式資本の25%以上と資本準備金の全額が払込済みであること。
- 定款にその会社がパブリック・カンパニーであると記載していること。

(c) パブリック・カンパニーとして正確に登録されていること。

そして、プライベート・カンパニーは、パブリック・カンパニーでない会社として規定されている。(section 1(3))

パブリック・カンパニーの場合は、会社名の最後に「Public Limited Company」と書くか「PLC」と書かなければならない。一方、プライベート・カンパニーは、会社名の最後に「Limited」と書かなければならない。(section 25)

通常、外国企業がイギリスで子会社を作る場合、プライベート・カンパニーが最も適しているといえる。これは、面倒な法規定が少ないことによるものである。ただし、プライベート・カンパニーは1名の株主により設立できるが、パブリック・カンパニーと異なり、株式や社債を公募して資金調達をすることは禁止されている⁷⁾。

Ricoh UKは「Limited」が最後についているため、プライベート・カンパニーである。

会社の種別としては、このほかに、小規模会社と中規模会社の区別がある。

小規模会社として認められるのは、売上高£2,800,000以下、総資本£1,400,000以下、従業員50人以下の3条件のうち2条件以上を満たした場合である。また、中規模会社として認められるのは、売上高£11,200,000以下、総資本£5,600,000以下、従業員250人以下の3条件のうち2条件以上を満たした場合である⁸⁾。

小規模会社の特典は、会社登記官に簡易財務諸表を登録することを認めていることである。この簡易財務諸表は、取締役報告書と損益計算書を省略することができ、限られた情報を注記するだけでよい⁹⁾。

Annual Report

イギリスでは、次の会社法の規定によって、親会社は連結財務諸表の作成を義務づけられている¹⁰⁾。

(a) 親会社は個別財務諸表と同時に企業集団財務諸表を作成しなければならない。(section 227(1))

(b) その企業集団財務諸表は連結財務諸表でなければならない。(section 227(2))

(c) 企業集団財務諸表は個別財務諸表と同様に「真実かつ公正な概観」を示さなければならない。(section 227(3))

(d) 企業集団財務諸表の形式及び内容は付則4Aの規定に従わなければならない。(section 227(4))

ただし、次の場合には連結財務諸表の作成が免除される(FRS 2, paragraph 21)¹¹⁾。

(a) 親会社の帰属する企業集団が小又は中規模である場合。

(b) 親会社が完全所有子会社(wholly-owned subsidiary undertaking)であって、その直接の親会社がEU構成国の法律によって設立されている場合。

(c) 親会社が過半数所有子会社(majority-owned subsidiary undertaking)であって、会社法第228条(2)でいう完全所有子会社としての免除の条件をすべて満たしており、さらに、会社法第228条(1)(b)でいう追加の条件も満たしている場合。

(d) 親会社の下にある子会社がすべて、会社法第229条により、連結除外が許容されているか、強制されている場合。

Ricoh UKは、免除規定の(b)に該当するため、連結財務諸表の作成が免除されている。

この点について、Ricoh UKのAnnual Reportには、次のように記載されている。

「当社は、公開され利用可能な連結財務諸表を作成しているRicoh UK持株会社の完全所有子会社であるため、1985年会社法第228条によって与えられた連結財務諸表作成免除の特典を利用する¹²⁾。」

Ricoh UKの比較貸借対照表、比較損益計算書は(表5,6)のようになっている。

Ricoh UKは、歴史的な原価主義で財務諸表を作成しており、有形固定資産の数値は、取得原

表5 Ricoh UK の比較貸借対照表

(単位 ￡000)

比較貸借対照表	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
固定資産							
有形固定資産	12,994	12,706	18,882	22,982	33,637	34,723	32,304
投資					200	200	200
合計	12,994	12,706	18,882	22,982	33,837	34,923	32,504
流動資産							
在庫品	6,231	8,733	5,794	12,483	12,677	8,417	9,843
売掛金(1年内)	3,871	8,574	4,456	10,978	5,583	8,265	10,779
売掛金(1年超)					3,341	3,341	
現金預金	4,410	5,924	3,075	1,174	4,472	1,648	4,533
合計	14,512	23,231	13,325	24,635	26,073	21,671	25,155
買掛金(1年内)	9,594	18,735	11,750	23,526	27,962	21,198	19,432
純流動資産	4,918	4,496	1,575	1,109	-1,889	473	5,723
総資産(-流動負債)	17,912	17,202	20,457	24,091	31,948	35,396	38,227
リース債務	1,670	1,459	1,088	654	549	187	
引当金	3,048	2,482	4,094	4,225	4,725	6,175	5,340
繰延収益	376						
純資産	12,818	13,261	15,275	19,212	26,674	29,034	32,887
資本金及び剰余金							
資本金	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
留保利益	7,318	7,761	9,775	13,712	21,174	23,534	27,387
株主資本	12,818	13,261	15,275	19,212	26,674	29,034	32,887

出所) Ricoh UK Products Limited., 1993 ~ 1999年度のAnnual Reportより作成。

表6 Ricoh UK の比較損益計算書

(単位 ￡000)

比較損益計算書	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
売上高	52,193	53,047	64,491	59,995	92,655	69,660	80,058
売上原価	47,552	49,096	58,436	50,250	76,826	63,047	62,540
売上総利益	4,641	3,951	6,055	9,745	15,829	6,613	17,518
販売費一般管理費	2,386	3,405	2,740	3,660	5,211	3,364	9,055
営業利益	2,255	546	3,315	6,085	10,618	3,249	8,463
営業外収益	444	263	274	79	304	195	206
営業外費用	241	21	33	108	405	1,084	961
税引前経常利益	2,458	788	3,556	6,056	10,517	2,360	7,708
法人税	793	345	1,542	2,119	3,055		3,040
税引後経常利益	1,665	443	2,014	3,937	7,462	2,360	4,668
予想配当額							815
前期繰越利益	5,653	7,318	7,761	9,775	13,712	21,174	23,534
留保利益	7,318	7,761	9,775	13,712	21,174	23,534	27,387

出所) Ricoh UK Products Limited., 1993 ~ 1999年度のAnnual Reportより作成。

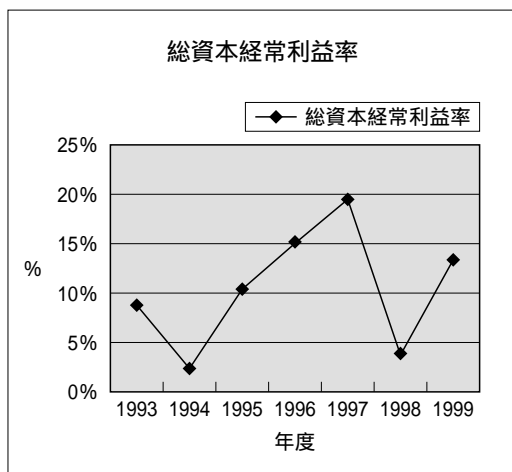
価から減価償却累計額を控除した金額になっている。なお、減価償却法は定額法を採用してい

る。また、在庫品は、低価法を採用し、先入先出法で計算している¹³⁾。

経営分析

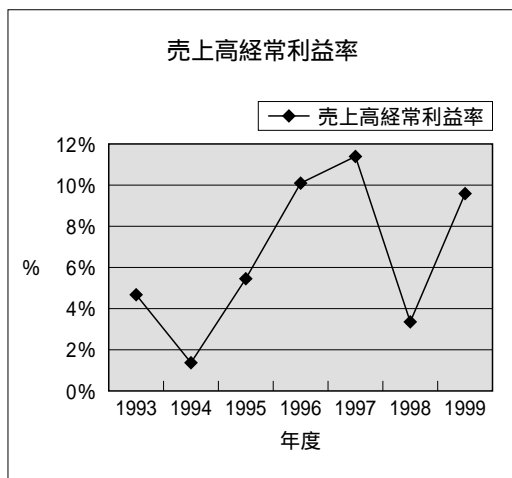
Ricoh UKの過去7年間の財務データを分析してみると、以下のようになる。

(1) 総資本経常利益率



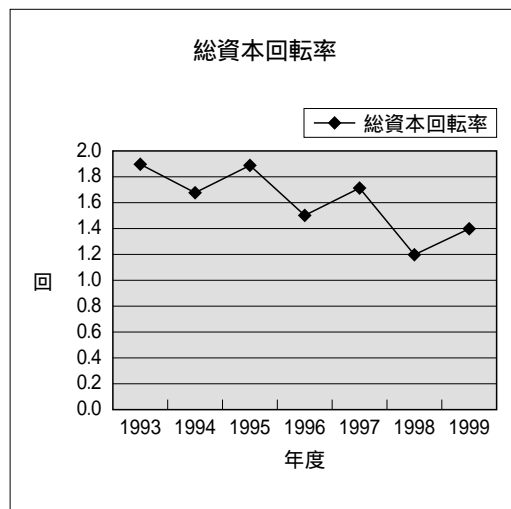
1994年度と1998年度を除いて、ほぼ10%以上を達成しており、1999年度は13.5%まで急回復した。日本の製造業の平均は1998年度3.85%、1999年度2.70%であり、親会社のリコーも1999年度4.76%（1998年度5.71%）であり、Ricoh UKは親会社のほぼ2.8倍の利益率を達成している¹⁴⁾。

(2) 売上高経常利益率



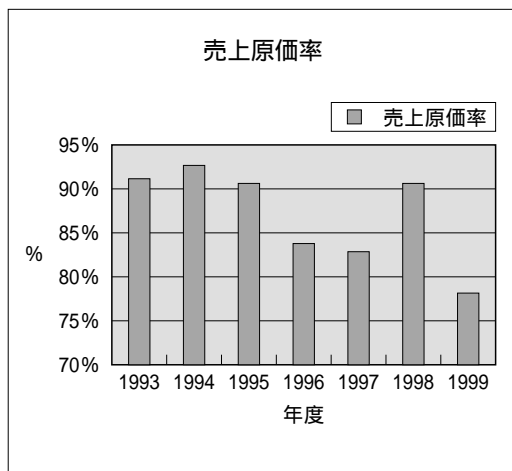
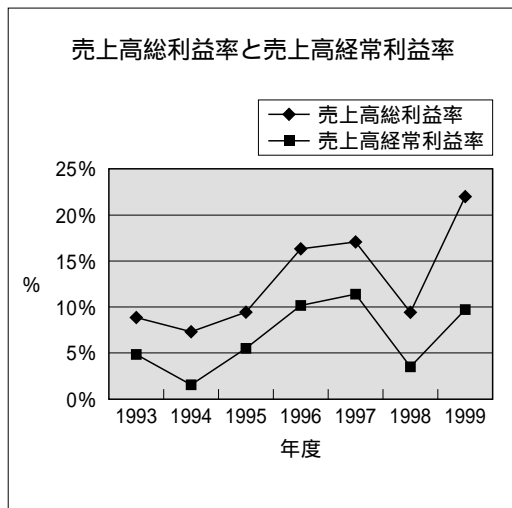
総資本経常利益率は売上高経常利益率と総資本回転率に分けることができ、この売上高経常利益率と総資本経常利益率は同じような推移をたどっている。日本の製造業の平均は1998年度4.16%、1999年度3.13%であり、親会社のリコーも1999年度5%（1998年度5.7%）でありRicoh UKは親会社のほぼ1.9倍の利益率を達成している。

(3) 総資本回転率



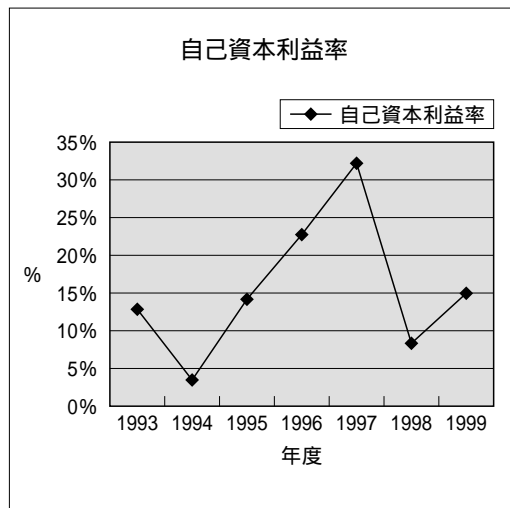
総資本回転率は1998年度を除いて1.4～1.9回と安定しており、総資本経常利益率の変動は売上高経常利益率の影響が強いことがわかる。なお、日本の製造業の平均は、1999年度0.86回（1998年度0.93回）であり、親会社のリコーは、1999年度0.95回（1998年度1回）であるため、資本の運用効率はよいと言える。

(4) 売上高総利益率と売上原価率



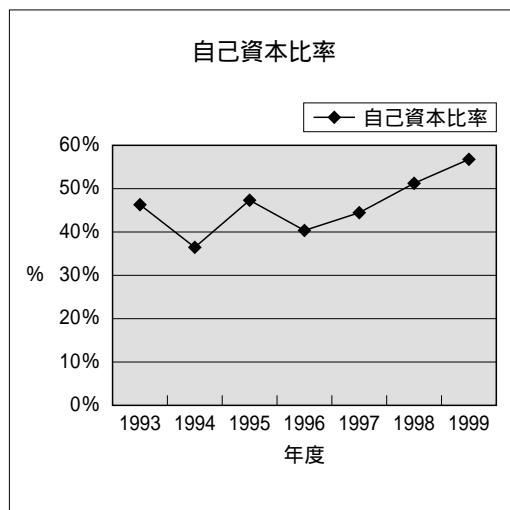
上図(折れ線グラフ)より売上高総利益率と売上高経常利益率の関係は平行になっており、売上高総利益率ひいては総資本経常利益率が低い原因は売上原価率が高いことがわかる。上図(棒グラフ)より売上原価率は1993年から95年まで90%を超えており、1998年も90%を超えていた。収益力が高まった1999年は78.12%に急低下している。ちなみに、日本の製造業の平均は1998年度78.09%、1999年度78.93%であり、親会社のリコーも1998年度69.76%、1999年度70.53%であった。Ricoh UKにとって、親会社より高い売上原価率を引き下げることが今後の課題となる。

(5) 自己資本利益率



自己資本利益率は、1994、1998年度を除いて、13%以上ある。日本の製造業の平均は1998年度3.72%、1999年度0.99%であるところから高い利益率を維持している。親会社のリコーは1998年度5.8%、1999年度4.5%であった。

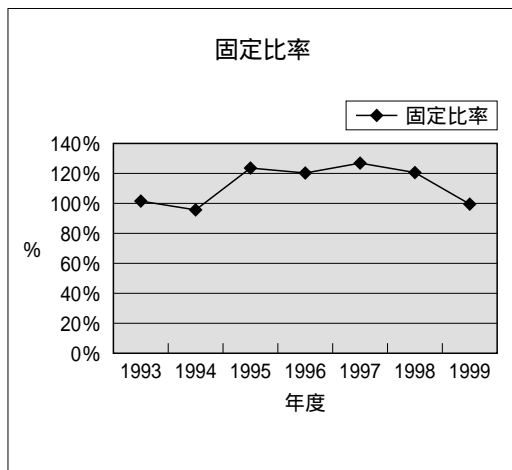
(6) 自己資本比率



自己資本比率はほぼ40%以上をキープしており、特に、1998年度51.3%、1999年度57.04%と上昇してきており、日本の製造業の平均は1998年度44.46%、1999年度44.79%であるところから、かなり比率は高いと言える。親会社の

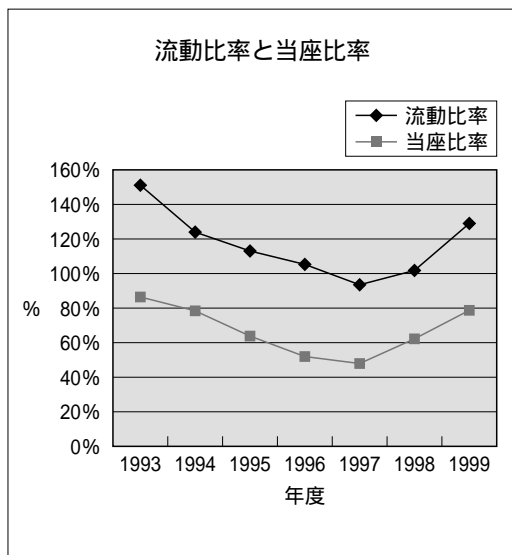
リコーは1998年度54.73%、1999年度56.62%であった。

(7) 固定比率



固定比率については、1998年度の120.28%から1999年度に98.4%まで引き下げた。一般的に100%以下がよいとされているが、日本の製造業の平均は1998年度108.6%、1999年度111.49%である。ちなみに、親会社のリコーは1998年度65.62%、1999年度60.57%と大変低く、Ricoh UKにはより一層の引き下げが求められる。

(8) 流動比率と当座比率



流動比率は1998年度の102.23%から1999年度に129.45%まで引き上げた。しかし、日本の製造業の平均は1998年度142.05%、1999年度148.60%であり、平均を下回っている。親会社のリコーは1998年度218.65%、1999年度241.02%と大変高く、Ricoh UKにはより一層の引き上げが求められる。当座比率も流動比率と平行に推移しており、1998年度の62.52%から1999年度に78.8%まで引き上げた。しかし、日本の製造業の平均は1998年度100.08%、1999年度103.65%であり、平均を大きく下回っている。親会社のリコーは1998年度137.78%、1999年度158.51%と大変高く、Ricoh UKにはより一層の引き上げが求められる。

おわりに

Ricoh UKの経営分析を通じて解ったことは、売上原価率の高さと、固定比率の高さである。また、流動比率及び当座比率も日本の製造業の平均を下回っていることである。売上原価率を引き下げるためには、より一層製造コストを引き下げる必要がある。そのため歩留率を上げる必要がある。また、固定比率を引き下げるためには遊休設備の廃棄を促進すべきである。流動比率及び当座比率を高めるためには、在庫を減らす努力が必要である。

注

- 1) KPMG, *Investment in the United Kingdom*, 1997, p.29.
- 2) 貸借対照表については2種類、損益計算書については4種類規定している。
Barc, S., Bowen, N. and Braune, J., ed., *Tolley's Company Law*, Tolley Publishing Company Limited, 1990, pp.A20/16-18.App1/1-3.
- 3) *Ibid.*, pp.A20/4-5.
- 4) Blake, J. and Lunt, H., *Accounting Standards*, Financial Times Prentice Hall, 2001, p.7.
- 5) Wilkins, R. M., ed., *Accounting Standards 1999/2000*, ICAEW, 1999, p.5.

- 6) Ricoh UK Products Limited, *Welcome to RICOH*, 2000, pp.4-5.
- 7) KPMG, *op.cit.*, p.22.
- 8) Holmes, G. and Sugden, A., *Interpreting Company Reports & Accounts*, Financial Times Prentice Hall, 1999, p.17.
- 9) KPMG, *op.cit.*, p.34.
- 10) Barc, Bowen and Braune, *op.cit.*, pp.A20/50.51.
- 11) Wilkins, *op.cit.*, p.310.
- 12) Ricoh UK Products Limited, *Annual Report*, 1999, p.8.
- 13) *Ibid.*
- 14) 日本経済新聞社編 『日経経営指標 1999年秋』 日本経済新聞社, 1999年9月, 2ページ, 400ページ。以下, (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) の比率についても同じ。

〔付 記〕

本稿は, 2000-2001年度阪南大学産業経済研究所助成研究「国際化する企業会計の調査研究」の成果報告の一部である。

(2002年2月1日受理)